

STOP! 不正通行

ETCゲートにはビデオカメラが設置されており、車載器情報と実際の車種やナンバーが一致しているか判別できるようになっています。正しい情報をETC車載器にセットアップしておかなければなりません。不正通行にならないよう、ご注意ください。

ETCでの「うっかりミス」にご注意を カードの差し忘れが無いように

『不正通行は許しません！逃げ得、やり得を見逃しません！』各高速道路会社

- ETC車線で、路側表示器が「STOP停車」を表示し、開閉バーが閉じているにもかかわらず、故意に開閉バーを破って通行した場合。
- 一般車線で通行料金を支払わずに、通行した場合。
- 通行料金の安い車両でセットアップされた車載器を、通行料金の高い車両に載せ替え、本来の通行料金を免れて通行した場合。
- 不正な方法で通行料金の全部又は、一部の支払いを免れ、又は免れようとした場合。
- 通行区間を偽って、本来の通行料金を免れて通行した場合。

料金をごまかす



車載器を料金の安い車から高い車に載せ替え、再セットアップしない。

料金を払わない



○ETCカードを挿入せずに料金所へ
○一般車線を強行突破 など…

○一部の不正が組合全体の割引停止につながります。正しくご利用ください。

平成 17 年 10 月 1 日より「道路整備特別措置法」（昭和 31 年 3 月 14 日法律第 7 号。以下「特措法」といいます。）が改正されたことにより、特措法第 24 条第 3 項に基づき当社が定めた通行方法に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、特措法第 58 条に基づき 30 万円以下の罰金が科せられます。また、組織的な不払であってもドライバー自身が処罰の対象になります。

また、不正に通行料金を免れた通行者に対しては、特措法第 26 条に基づき免れた通行料金と割増金（免れた通行料金の 2 倍に相当する額）を徴収します。

なお、督促状を送付した場合には、当社が定めた高速道路営業規則第 19 条第 2 項に基づき手数料を、督促状の納入期限までに支払われなかった場合には、同規則第 19 条第 3 項に基づき免れた通行料金と割増金の合算額に年 10.75%の割合を乗じて計算した額を延滞金として、併せて徴収します。

万が一、ETC車線で路側表示器が「STOP停車」を表示し、開閉バーが閉じているにもかかわらず、開閉バーを押し破って通行されてしまった場合は、至急組合までご連絡をお願いします。
【ご連絡いただく際は、ETCカード番号と車両番号をあらかじめご準備願います。】